本学の安全衛生管理は、キャンパスが分散している等の本学特有の事情を考慮し、各キャンパスをそれぞれ事業場として捉え、事業場毎に、労働安全衛生法等の関係法令に基づき、管理体制を構築しています。
最新の情報については九州大学環境安全衛生推進室ホームページをご覧ください。

（1）管理者等の配置

- ①安全衛生を統括管理する総括安全衛生管理者を配置（箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く）
- ②健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する衛生管理者を配置（箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く）
- ③危険又は健康障害の防止等に係る技術的事項を管理する安全衛生推進者を配置（箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区のみ）
- ④職員の健康管理等を行う産業医を配置（箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く）

（2）委員会等の設置

- ①事業場毎の安全衛生に係る事項を調査審議するため安全・衛生委員会を設置（箱崎地区、附属演習林地区及び九大新町地区を除く）
- ②複数の部局で構成される馬出地区、伊都地区センター・イースト及び伊都地区ウエスト事業場においては、安全・衛生委員会の下に各部局安全・衛生部会を設置

（3）環境安全衛生推進室の設置

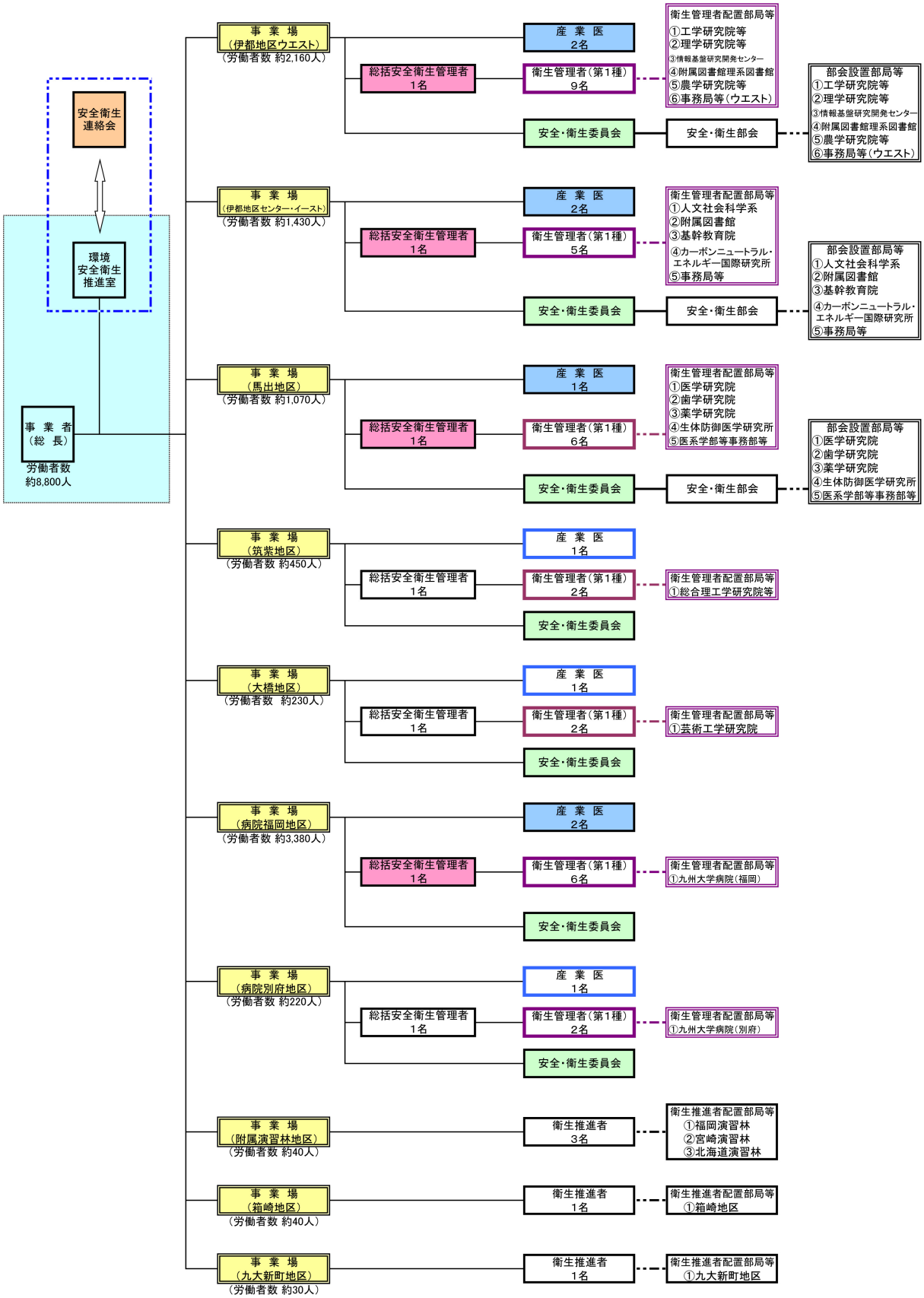
全学の安全衛生・環境保全の推進を支援することを目的とした環境安全衛生推進室を設置し、本学の安全衛生に関する諸事項の企画立案・実施等を行っています。

（4）安全衛生連絡会の設置

環境安全衛生推進室長が主催する全学的な情報交換の場として全事業場の総括安全衛生管理者、産業医等で構成する安全衛生連絡会を設置し、原則として年に１回開催しています。

令和7年9月1日現在

◎九州大学における安全衛生管理体制



の総括安全衛生管理者は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に設置し、それ以外は学内措置により設置している。

の産業医は、法定により労働者数1,000名以上の事業場に専属で設置。

（第1種）の衛生管理者のうち病院福岡地区、病院別府地区は、法的に第1種免許を要する。また、馬出地区、病院福岡地区、伊都地区ウエスト、伊都地区センター・イーストは労働者数1,001名以上であるため、衛生管理者のうち1名は専任とする。

の安全・衛生委員会は法的に設置している。安全・衛生部会については学内措置により設置している。

※専任とは、その業務に専従すること。専属とは、その事業場だけに勤務する者をいい、業務に専従することまでは求められない。

★ もっと詳しく知るには

九州大学環境安全衛生推進室ホームページ https://anei.jimu.kyushu-u.ac.jp/

◆ お問い合わせ先

総務部環境安全管理課衛生管理係 092-802-2075 内線:90-2075 E-mail syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp